



国民年金からのお知らせ

学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば学生でも加入しなければなりません。

ただし、次に該当する方は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

- 対象者・・・学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校、その他各種学校等に在学する20歳以上の学生（ただし前年所得が128万円以下の方に限ります）
- 必要書類等・・・印かん・年金手帳・学生証のコピー（または在学証明書）

■手続きをせず、保険料を未納にしておく…

将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に計算されないほか、障害基礎年金を請求することができないなど、年金請求の際に不利益になりますので、支払いが困難な場合は、手続きを忘れずに行ってください。

なお、申請は年度ごと（毎年）必要で、かつ2年1か月前までさかのぼることができますので、申請をお忘れの方はこの機会にご利用ください。

■猶予された保険料について

猶予された保険料は、そのままにしておくとも将来の老齢基礎年金額に反映されませんが、10年以内に納めること（追納）で、年金額に反映させることができます。

■令和2年度に保険料を猶予されていた方で、新年度も在学中の方

令和3年度も引き続き在学中の方は、3月末に日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が送られます。同一の学校等に在学中の方は、ハガキに必要事項を記入・返送することで令和3年度の申請ができます。（学生の証明書類不要）

※追納を希望する場合、または令和3年度は学生納付特例制度を利用せずに保険料の納付を希望される場合は、お近くの年金事務所にお問合せください

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先までお問合せ願います。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120
 小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236



【余市税務署からのお知らせ】所得税等の申告・納付期限が延長されました

令和2年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税及び個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期限・納付期限は、令和3年4月15日（木）まで延長されました。

それにともない、振替納税をご利用されている方の振替納付日についても、次の通り延長されます。

税目	延長前	延長後
申告所得税	令和3年4月19日（月）	令和3年5月31日（月）
個人事業者の消費税	令和3年4月23日（金）	令和3年5月24日（月）

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

※振替納付日の変更により、所得税及び復興特別所得税の振替納付日が延納期限と同じ令和3年5月31日（月）となるため、確定申告書に延納届出額を記載した場合であっても、上の振替納付日に納付いただく税額的全額が引落しされます。

問合せ 余市税務署 ☎22-2093